

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所

ささゆり デイサービス長津田事業所

運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所「ささゆりデイサービス長津田事業所」(以下「事業所」という。)が実施する(介護予防)認知症対応型通所介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要支援あるいは要介護状態であって認知症である利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令及び横浜市条例の趣旨に従って、(介護予防)認知症対応型通所介護計画を立て実施し、適正な(介護予防)認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所は、要支援あるいは要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話並びに支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- (1) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の要介護者等となることの予防又はその軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつき重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (3) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行い実施するよう努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称等は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|----------------------|
| (1) | 名 称 | ささゆり デイサービス長津田事業所 |
| (2) | 開設年月日 | 平成 25 年 6 月 1 日 |
| (3) | 所 在 地 | 神奈川県横浜市緑区長津田 6-11-22 |
| (4) | 電 話 番 号 | 045-989-2657 |
| (5) | F A X 番号 | 045-989-3022 |

(職員)

第5条 この事業を行うため、常勤の管理者1名を置くとともに、次の事業所職員を置く。

- (1) 生活相談員 6名(兼務6名)
- (2) 介護職員 12名(常勤兼務2名、非常勤専従6名、非常勤兼務4名)
- (3) 機能訓練指導員 2名(非常勤専従2名)

(職務内容)

第6条 前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の管理及び運営を掌り、所属職員を指揮監督し、それぞれの部門を統括する。
- (2) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、利用者の個々の状況に応じたプログラムの作成及び機能回復訓練の指導を行う。
- (3) 介護職員は、日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 生活相談員は、利用者及び家族の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。

(時間及び休日)

第7条 事業所の時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) 営業日 月・火・水・木・金・土・祝
- (4) 休日 (ア) 日曜日 (日曜日が祝日の場合は休日)
(イ) 年末年始(12月29日・30日・31日、1月1日・2日・3日)

(利用定員)

第8条 (介護予防)認知症対応型通所介護の利用定員数は、12人とする。(介護予防の利用定員を含む。)

((介護予防)認知症対応型通所介護の内容)

第9条 (介護予防)認知症対応型通所介護は、豊かな知識及び経験のある職員等によって作成される(介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づいて、次の各項のとおり行う。

- 1. (介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 2. (介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づき、食事を提供する。
- 3. (介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。
- 4. (介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づき、計画的に認知症予防に資するレクリエーションを提供する。

(利用料)

第 10 条 利用者負担の額を次のとおりとする。

- (1) 法定代理受領サービスに該当する（介護予防）認知症対応型通所介護の利用料は、厚生労働大臣による告示上の額の 100 分 10 または 100 分 20、100 分 30 に相当する額とする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）認知症対応型通所介護の利用料は、厚生労働大臣による告示上の額に相当する額とする。
- (3) 前 2 号の利用料のほか、食費（食材料費＋調理費用）や、その他日常生活にかかる便宜のための費用は利用者の負担とする（別途料金表に記載）。
- (4) 前 2 及び 3 号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- (5) 実施外区域の交通費については発生致しません。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、横浜市緑区、青葉区、旭区の一部（若葉台 1～4 丁目、上川井町）とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 （介護予防）認知症対応型通所介護の利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 利用者は、他の利用者とできるだけ生活をともにする機会を作る。
- (2) 利用者は、その有する能力に応じ機能訓練指導員がその他必要な機能訓練を行い、心身の機能の維持回復に努める。
- (3) 喫煙は、火の元に充分注意をして、屋外にて行う。
- (4) 事業所内で許可のない物品販売、宣伝、勧誘、利用者相互の物品の販売及び金品の貸借は禁止する。
- (5) 事業所内は、土足厳禁とする。
- (6) 事業所内での他の利用者の利用の妨げになる行為は禁止する。

(秘密の保持)

第 13 条 （介護予防）認知症対応型通所介護の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。万が一退職した場合も同様である。但し、次の各号の情報提供については、利用者及びその家族から予め同意を得た上で行うこととする。

- (1) 介護保険サービスの利用のため市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- (3) 前項に掲げる事項には、利用終了後も同様の取扱いとする。

(衛生管理等)

第 14 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- (1) 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(事故発生時の対応と損害賠償)

第 15 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 1 事業所は、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録致します。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の原因や再発防止策についても十分な説明を行い、事故報告書は利用者、家族に開示し、求めに応じて交付致します。

(緊急時における対応方法)

第 16 条 認知症対応型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び生活相談員に報告を行います。

- 1 速やかに主治医並びにご家族に連絡し、救急指定病院へ搬送する等の処置を講じます。
- 2 管理者は、生活相談員等により連絡を受けた場合、必要に応じて市町村や保険者に報告致します。

(虐待の防止)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 1 事業所における虐待防止のための低策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備致します。
- 3 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施致します。

(非常災害対策)

第 18 条

- (1) 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、その設備の定期的な点検を行います。
- (2) 事業所は、非常災害に備えるため、年 2 回定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- (3) 非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から事業継続計画（BCP）を策定して、定期的に訓練及び研修を実施します。事業継続計画は非常災害時と感染症蔓延時の 2 つの事態に対応するものとします。

(苦情に対する対策方針)

第 19 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- (1) 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(地域との連携等)

第 20 条

- (1) 事業所は、横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領に基づき、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。
- (2) 運営推進会議は、おおむね 6 か月に 1 回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(第三者評価の実施)

第 21 条

第三者評価の実施は致しません。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 1 運営規程の概要、(介護予防) 認知症対応型通所介護の職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。
- 2 事業所は、(介護予防) 認知症対応型通所介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、あわせて業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 5 回
- 3 非常災害対策事項については、別途定める消防計画等により実施する。
- 4 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。